「武州五日市村文書」史料細胞現状記録

解説 戸 森 麻衣子

はじめに

成し、解説を付することができたのである。

る学生らによって行われ、その後筆者が追加的に個人で聞取りに出向い*聞取り調査は九六年六月十五日、吉田伸之氏と近世文書の会に参加す

│ 「武州五日市村文書」全体について

ていたことが窺える。それは、史料番号と内容とを対照してみると、でいたことが窺える。それは、史料番号と内容とを対照してみると、といた名称である。文書は、八つのまとまりが東ねられて、さらに全体いた名称である。文書は、八つのまとまりが東ねられて、さらに全体は、その折り方を変えて、端と端を合せる形で大きめの幅に畳まれては、その折り方を変えて、端と端を合せる形で大きめの幅に畳まれては、その折り方を変えて、端と端を合せる形で大きめの幅に畳まれては、その折り方を変えて、端と端を合せる形で大きめの幅に畳まれては、その折り方を変えて、端と端を合せる形で大きめの幅に畳まれては、その折り方を変えて、端と端を合せる形で大きめの幅に畳まれてまり、これは、法制史資料室において「標本」として製本することを言図して行われたと考えられることから、整理作業はある程度進行したの村方文書は文書は、大きの表に、大きの大きの大きのであり、文書であると、でいたことが窺える。それは、史料番号と内容とを対照してみると、

徴が見られることからも裏付けられる。まとまり(1から8の親番号に対応)ごとに年代的或いは内容的な特

法制史資料室には、この文書がいつ所蔵されたのかを示す情報は残されていない。しかし、「武州五日市村文書」は比較的遅い段階―昭和三〇年頃に法制史資料室に入ってきたものと考えられている。それは、「大和国吉野郡小路村梅本家文書」「変珠屋仲間文書」は269、「数珠屋仲間文書」は271、「奉公人請証文」(「数珠屋仲間文書」に番号はつけられていない。しかし、271の「武州五日市村文書」に番号はつけられていない。しかし、271の「武州五日市村文書」に番号はつけられていない。しかし、271の「本金人請証文」(「数珠屋仲間文書ほか」の内)は272である。一方、「武州五日市村文書」に番号はつけられていない。しかし、271の「本金人請証文」の後に続くはずではなかったのかと推定されるのである。

書の全体像を概観してみよう。 ここで、この解説の後にある史料細胞現状記録を参照しながら、文

1番台…延宝~明和年中

2番台…享保~明治の借用証文の類が多い

3番台…文化元年~文化十四年

5番台…天保二年~天保十四年、しかし、文政年中のものが殆ど4番台…文政元年~天保十四年、しかし、文政年中のものが殆ど

6番台…嘉永二年~明治二年

7番台…文書の作成年代を特定できない文書が殆ど

8番台…享保~天保年中の年貢皆済目録の類が多い

である。

である。

確実に出所を異にすると考えられるものは以下の通りまれており、ただ、借用証文類と年貢皆済目録のみは別に一括されていれており、ただ、借用証文類と年貢皆済目録のみは別に一括されていれており、ただ、借用証文類と年貢皆済目録のみは別に一括されていれており、ただ、借用証文類と年貢皆済目録のみは別に一括されていれており、ただ、借用証文類と年貢皆済目録のみは別に一括されていれており、ただ、借用証文類と年貢皆済目録のみは別に一括されていれており、ただ、借用証文類と年貢皆済目録のみは別に一括されていれており、ただ、借用証文類と解析のよりに対している。

A:史料細胞番号2-27 信濃国伊那郡

書」の中に収蔵されており、それとの関連性も考えられる。)同じ松村新田村の文書が明治大学刑事博物館「越後国頸城郡文B:2-28、2-34、2-38~39 越後国頸城郡(これについては、

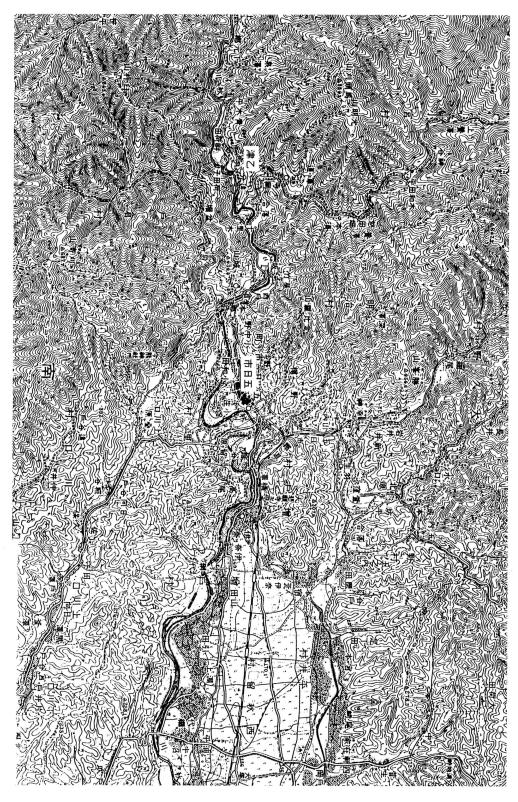
C .. 2 .. 30 .. 31

れる。) 日、日本の「信州平賀新町村古文書」の一部であると考えらい、日か」のうちの「信州平賀新町村古文書」の一部であると考えらい、2-20、2-33 信濃国佐久郡(これは、「京都数珠屋仲間文書

E:2-35 上総国夷隅郡

F:2-36 下総国相馬郡

村「下久我村は久我村の内」関係の文書が見られるが、あるいは「京都数珠屋仲間文書ほか」のうち、「一札之事他」の中に下久我は、その相給領主の内に「北面衆」が共通して存在する。また、G:6-4~8 山城国紀伊郡、乙訓郡、葛野郡(文書の宛所の各村



これと結びつくのかもしれない。)

について一応挙げておく。 次に、確証は持てないが、出所は異なるであろう可能性を持つもの

J:5-22~28、5-30~33(清兵衛への売掛出入に関する一連のも

ちらか判断することはできない。

まいの内山安兵衛・内蔵助関係文書や6番台の多摩郡乙津村関係をあるが、政方ともやはり出所を異にするように見えるが、A~Iとは文書は、双方ともやはり出所を異にするように見えるが、A~Iとは文書は、双方ともやはり出所を異にするように見えるが、A~Iとは文書は、双方ともやはり出所を異にするように見えるが、A~Iとは文書は、双方ともやはり出所を異にするように見えるが、A~Iとは文書は、双方ともやはり出所を異にするように見えるが、A~Iとは文書は、双方ともやはり出所を異にするように見えるが、A~Iとは文書は、双方ともやはのので、ひとまず五十世代表が、

こからは『武州五日市村文書』と表記することとする。
五日市村が出所である文書を、「武州五日市村文書」と区別して、こ考えられるものについてのみ述べていこうと思う。混乱を避けるため、わたって存在することが確認できた。この「解説」では、右に述べたわたって存在することが確認できた。この「解説」では、右に述べたったが、五日市村と出所を異にするものが数点ずつ、複数の出所に

| 『武州五日市村文書』について

ることにすぐに気がつく。そこで土屋勘平について『五日市町史』等胞現状記録を見渡せば、五日市村名主土屋勘平の名がしばしば登場す『武州五日市村文書』の原出所-原所蔵者について考える。史料細

幕領 戦国期以来続く旧家であり、例えば『新編武蔵国風土記稿』には土屋 事している。土屋勘平家は五日市村中宿に居住し、絹買・質屋渡世・ 組合三五ヶ村の寄場村とされた。そこで土屋勘平も寄場役人として従 を勤めている。また、文政十年の改革組合村の設置の際、五日市村は 六五・九七四三七石)に分給されたため、 では五日市村(全村)名主を勤め、文政十一年以後は、五日市村内が 家についての記載があり、武田浪人と称していることがわかる。土屋 いる (あきる野市五日市郷土館保管萩原家文書4-62)。土屋家は、 水車営業等を行っている。安政二年の段階では持高六石余と記されて を参照して見てみると、以下のことがわかる。土屋家は文政十一年ま はないかと仮定できる。 五日市村文書』の多くは土屋家が所有していたものと考えて良いので ほかに、大番場―弥惣左衛門家がある。これらの諸状況から、『武州 家で、下土屋―勘平(勘兵衛)家はこれまで言及してきたとおりで、 家の同族には三家あり、上土屋―権左衛門家は時々組頭を勤めている (四・九三二六三石)と旗本中山大助(主馬・要人)知行所(ご 旗本中山氏知行所分の名主

室所蔵の文書は、残っている土屋家文書のすべてなのだろうか。制史資料室に所蔵されることになったのだろうか。また、法制史資料しかし、もしそうであるとすると、その土屋勘平家の文書がなぜ法

α法制史資料室『武州五日市村文書』かと思われる文書がある。それも含めて文書群相互を比較する。

実は、法制史資料室所蔵分のほかに土屋家文書の一部なのではない

(1点) β法制史資料室、標本甲2-2000「髪結株之儀ニ付日記 写本」

Y国文学研究資料館史料館所蔵『祭魚洞文庫旧蔵水産史料』の内、

「武州多摩郡五日市村文書」(18件)

る。(αについてはこれまで述べてきたとおり、法制史資料室に来歴情報(αについてはこれまで述べてきたとおり、法制史資料室に来歴情報)

βは同じ法制史資料室に所蔵されているものであるが、αと異なりの一部ではないかと判断した。また、法制史資料室の購入資料については基本的に『法制史圖書受入目録』に受入記録が記されているが、の一部ではないかと判断した。また、法制史資料室の購入資料についの一部ではないかと判断した。また、法制史資料室の購入資料については基本的に『法制史圖書受入目録』に受入記録が記されているが、の一部ではないかと判断した。また、法制史資料室の購入資料については基本的に『法制史圖書受入目録』に受入記録が記されているが、αと異なりの一部ではないかと判断した。また、法制史資料室の購入資料については基本的に『法制史資料室に所蔵されている。文書には、文政十二年、登入で、四円五〇銭で古書店から購入した旨が記されている。

市村文書」として一括されているが、このすべてが五日市村を出所と市村文書」として一括されているが、このすべてが五日市村を出所と収蔵史料総覧』の該当項と「祭魚洞文庫を建てて、研究と共に日本水産関係史料の収集を行うようになった。そしてこの後約十年間に収集した水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じた水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じた水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じた水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じた水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じた水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じた水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じた水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じて購入したものが多いといわれているが、このすべてが五日市村を出所とれているが、このすべてが五日市村を出所と、「五日市村文書」として一括されているが、このすべてが五日市村を出所と、「五日市村文書」として「括されているが、このすべてが五日市村を出所と、「五日市村文書」として「おお」といる。

祭魚	洞文庫旧蔵水産史料	
武州	多摩郡五日市村文書(1011)	
1	(伊奈村百姓高尾村外三ヶ村地先漁猟場入込出入訴状并 済口取替証文)	宝暦7年
2	漆代永納赦免願	明和3年
3	御廻状留帳	明和6年
4	漆御改二付小前買上帳控	
5	高反別米永漆綿割附帳	寛政7年
6	(留原村地先漁猟用場え山田村猟師入込出入一条)	寛政8年
7	(留原村高尾村定免継願控)	寛政11年
8	(御用鮎生巣場上川通ニテ紺屋染灰汁洗禁止ニ付請状)	文政元年
9	(酒酔喧嘩吟味下ヶ願)	文政3年
10	(川)除普請下請人議定書)	文政10年
11	(鮎運上金年季明二付跡請願書)	文政11年
12	村明細差出帳写	文政11年
13	(玉川鮎猟仲間定書)	天保13年
14	鮎漁入会出入済口証文	嘉永2年
15	(入会漁出入 6 水車堰打毀ニ付済口証文)	嘉永2年
16	御用上鮎三ヶ村仲間漁師請印連名帳	嘉永6年
17	質屋・水車・油絞・鮎・炭稼人村々取調書上帳控	
18	料理・鰻・旅籠・鮎・居酒・蕎麦・茶漬茶屋売上高買上	明治6年

199

β・γ共に昭和戦前期に古書店から購入された可能性を含んでおり、

したものではなく、留原村や山田村よりのものも含まれているようで

収される。五日市銀行の失敗のため土屋家は破産となった。上土屋の 債を抱え、銀行は休業に追い込まれ、大正十三年に第三十六銀行に吸 営は悪化し、さらに大次郎養子五十五の代となると不況のおりから負 が経営のピークで、大正九年常七が没し、嗣子大次郎の代になると経 村に銀行の支店を設けるなど規模を拡大していったが、第一次大戦中 は五日市村内・周辺地域の有力者が名を連ねている。八王子町、 常七、副頭取には内山安兵衛、 なった。そして、明治二九年、 治二六年に八王子、続いて同二八年には日本橋に支店を設けるほどに 新を機に五日市へ戻り、上土屋の家業である織物仲買業を継承し、 の養子となり、若い頃は厚木の大店に奉公していたが、明治元年、 は、上土屋の土屋常七による五日市銀行経営の盛衰と、動向を共にし 郷土館発行『郷土あれこれ』 たのであろうか。それには、土屋家の近代の歴史を見る必要があろう。 たと推定しうる。すると、なぜ古書店に文書は流れ、購入対象となっ そこから双方とも同時期・同様なルートを辿ってそれぞれに所蔵され 奉公していた女中が、土屋家から餞別として伝馬関係の文書をもらっ 帳簿・文書の類が反故紙として什器の包み紙に使われたという話や、 売り立てをして負債の返済を行わざるを得なかった。売り立ての際、 たという話が伝わっているという。 ことであったが下土屋も連帯して破産してしまった。そのため家財の 土屋家の近代の状況については『五日市町史』やあきる野市五日市 土屋常七(1833-1920)は下土屋勘兵衛の弟で、上土屋 20号の記述を参考にする。近代の土屋家 監査役には土屋勘兵衛、 五日市銀行を設立した。頭取には土屋 その他役員に 立川 維 明

から外に流れたものと思われる。このうち一部が法制史資料室へ、一ここから考えると、これを遠くない時期に土屋家の文書類は土屋家

という推定が成り立つ。しかし、そのように単純ではないことが分ないだろうか。そこから、 αも同様に土屋家から流れたのではないか部が祭魚洞文庫のコレクションとして収集されることになったのでは

かってきた。

書類を処分したのではないかと思われる。それは他の面からも示唆的 から、 写し取った旨が記録されている文書もある。勘兵衛夫婦が亡くなって 管森田家文書の中には、昭和二五年にその土屋家の文書を借り受けて 暮していた隠宅には文書類がまだ残っていたらしく、五日市郷土館保 勘兵衛は隠宅を構え、昭和二七年までひっそりと暮していたという。 商を営み、後に屋敷全体を買い取った。 外の者に引き渡したのであろうか。 勤めた家の出身で、乙津の本家の栗原家には現在も文書が残されてい 関係にある。土屋家の家屋敷を受け継いだ栗原氏は、乙津村の名主を は実は五日市村の近隣の村で、政治的にも経済的にも五日市村と深い を除くと6番台のほとんどが乙津村関係であるといってよい。乙津村 である。以前に、「武州五日市村文書」の6番台に乙津村関係文書が るとのことである。6番台の乙津村関係文書は、この栗原氏がもたら 含まれていることに言及した。6-4~8の中井正次右衛門差出文書 した可能性も考えられるのである。そうすると、 下土屋の破産後、栗原氏という人物が土屋家の店を借りうけて呉服 屋敷の持主である栗原氏は、他の諸道具と共に自己の裁量で文 しかし、その裏庭の方に土屋 土屋家文書と一緒に

*戦後の土屋家の事情や栗原氏の件については、五日市郷土館清水菊子

氏の教示を受けた。

ておく。内容としては、内山家への質地証文類、奉公人請状等の経営ここで、2番台に集中してみられる内山家関係文書についても触れ

関係文書がほとんどである。 みが残って建っている。土蔵には以前文書類が残されていたが、 道経営、代議士、五日市銀行役員などの活動を行っていたが、 分の村役人も勤めている。近代には、山よりの収入を基礎に五日市鉄 得し、屈指の大山持ちとなった。また、文政十一年の分給以後は幕領 行っていたが、宝永二年より質屋を始め、 あった。 た家で、内山安兵衛家(大内山)と同族二家(上内山、 るとのことである。 だんと外に流れてしまっており、 よりも早く衰退して五日市から去ってしまい、現在、屋敷跡に土蔵の 内山安兵衛家は五日市村下宿に居住し、最初農間荒物渡世を 内山家は土屋家と同様に五日市村にあっ 方々に分かれて現在は所蔵されてい 近隣村々にかけて山林を取 向内山)とが 土屋家 だん

で昭和戦前期に流れた可能性も捨て切れない。
五日市でのこの状況の時期はかなり近く、自然である。しかし、一方がれかへ運んだものと思われる。法制史資料室での受入推定年代と、生屋勘兵衛が亡くなった以後の時期に、土屋家の文書、栗原氏のもた土屋勘兵衛が亡くなった以後の時期に、土屋家の文書、栗原氏のもた以上のことから考えると、何らかの足がかりを五日市に持った者が、以上のことから考えると、何らかの足がかりを五日市に持った者が、

三 『武州五日市村文書』(土屋家文書) の内容構成

書』(土屋家文書)を、文書成立の背景となる、土屋家の関係する諸の打擲関係の文書が多いということが指摘できる。『武州五日市村文が経営関係・私文書ともほとんどない、ということや、文化・文政期できる。全体的な内容の特徴としては、土屋家の「家」に関するものここでやっと『武州五日市村文書』の中の土屋家文書を見ることが

の関わり) ④その他、と四つに分けられる。御用鮎など) ②旗本中山氏知行所関係 ③五日市村関係(名主として組織によって大まかに分けると、①組合村関係(寄場、助郷、鷹場、

を上納しており、 胞番号1-4、 期には名主役は大番場土屋家(弥惣左衛門家)が勤めていた る。(5-1、5-18、5-56、 か翌天保十五年、 弘化・嘉永期には土屋家外の源蔵が名主役を勤めている。 持ちあがり、天保十四年、所平は名主役を退役している。これを経て、 の子所平へ名主役が交代したが、その「御請印形」を拒否する動きが 登守の裁許を受け、名主役退役を申し付けられ、そのため勘平からそ されていたが、天保十四年、「御伝馬一件」により土屋勘平は跡部能 三年には、五日市村中山知行所分名主として地頭所より名主給が付与 石を所持している(『五日市町史』)ことからも裏付けられる。天保十 れは、村明細帳に酒造人として名が挙っていることや、酒造株高三〇 土屋家について文書から知りうる情報を挙げておこう。 1-5)。土屋勘平家では水車営業を行って、 所平は地頭所より一代上下御免を受けているのであ また、酒造貸蔵も行っていたらしい 7 1 8 7 1 28 ° 7 明和 しかしなぜ . 54 د (史料細 冥加永

ていたのか考えたい。 最後に、土屋家文書が散逸以前、どのような文書によって構成され

「御用書物類取調帳」は森田家文書の中に二冊あるが、他方が寄場役まで持ち伝えてきた御用書物類を取り調べ、書き上げたものである。いう史料がある。これは、幕領分の村役人が大幅に交代した際、それいう史料がある。これは、幕領分の村役人が大幅に交代した際、それた森田家・萩原家の二家の文書が残されている。その森田家の文書の現在五日市には、文政十一年の分給以後に五日市村村役人をつとめ

印有りの本文は「御用書物類取調連印帳」では文政十一年以降のもの らは、 ができる。現状では史料細胞現状記録に示すとおりであるが、以前は 帳」に書き上げられたような文書を作成・所持していたと考えること を勤めていた土屋家に残されたのではないだろうか。そして、 録も存在するが、すべて写しとなっている。こうした状況から推測す 録も含まれている。また、現在、 のみであるのに対し、『武州五日市村文書』には、文政以前の皆済目 の分給以後のものであることが分かる。年貢皆済目録に注目すると、 領分で所持していたのはすべて文政十一年の幕領・中山大助知行所へ ていったのだろう。逆に見れば土屋家では、「御用書物類取調連印 種類・形式は継承しつつ、幕領側で新たな文書は作成され、保存され ると、分給の際、文政十一年以前の五日市村の公文書はそのまま名主 土屋家の活動を反映した様々な文書が残されていたに違いない。 人の事務に関して作成されてきた書物の書上げであるのに対し、こち 五日市村幕領分の村方文書を主としている。史料を見ると、 森田家文書の中に文政以前の皆済目 文書の

おわりに

たのならば、「β法制史資料室標本甲2-2000」とは、五日市で「武州五日市村文書」が本当に昭和三〇年頃に法制史資料室にはいっるということを心に留めておかねばならないだろう。それにしても文書の保存活動や研究に関わる我々は、このような文書も現に存在するばかりではなく、二段階の混入を受けた可能性もあり、原状から遠「武州五日市村文書」は、出所を異にする文書が多く混入されてい

の奇遇に複雑な思いを受ける。別れて二〇年ほどを経て再び法制史資料室で出会ったことになり、そ

ここに記して御礼申しあげます。 水菊子氏ほかの方々、石井道郎氏には大変お世話になりました。学法学部法制史資料室口石久美子氏、あきる野市五日市郷土館清[附記] この史料細胞現状記録並びに解説の執筆にあたって、東京大

てくださった方々は以下のとおりです。また、近世文書を読む会において史料細胞現状記録作成に参加しまた、近世文書を読む会において史料細胞現状記録作成に参加し

松澤裕作、丸山進、宮地英敏、湯浅誠、横山百合子、吉田伸之、妻淳子、朴花珍、朴薫、原珠美、藤井直史、朴澤直秀、牧原成征、戸森麻衣子、内藤隆夫、中網栄美子、永原健彦、南部みどり、新太路秀紀、緒方敦泰、川勝守生、金炫榮、金孝宣、ギヨーム・カ太路秀紀、伊藤剛、稲田奈津子、猪野研一、今津敏晃、上田純子、市川大祐、伊藤剛、稲田奈津子、猪野研一、今津敏晃、上田純子、

ロバート・ヘリヤー

1 14	1 13	1 12	1 11	1 10	1,	1 8	1 7	1 . 6	1 . 5	1 4	1	1 2	1	1 0	0	番
一札之事	覚	入置申一札之事	取替申一札之事	乍恐以沓付ヲ奉申上候	差上申一札之事	乍恐以沓付御願申上候	差上申一札之事	乍恐以背付願上候	宇恐以沓付ヲ牽願上候	乍恐以背付ヲ奉願上候	売渡申山之事	売渡申山之事	御請□之事	〔包紙、括り紐〕	〔包装紙、括り紐等〕	表題
以後禁酒、万端慎みにつき	金弐両借用証文	割り合う旨	を一不動院、覚法院の除地相対替につ	下げの者よりの故障により酒造願	しの趣間沓無宿浅之助盗一件につき、仰せ渡	名主役を弥三郎に仰せつけられた	傷害一件の事後処理につき	秋川圦樋御敖普請願	大水にて御教い願	地境争論に付御吟味願	登沢入七兵衛善兵衛分之山	御年貢漆にさしつかえ、山売渡	たつ奉公人請状	通 延宝—宝永二」		内容
實政 11、 8	寬政 9、10	空 政 8、5	究 政 8、 7	宽政 8、正、11	宽政 6、 12	寛政 6、8	宽政 2、4	天明 6、 10	安水 6、4	明和 6、 12	宝永 7、 4、 27	宝水 5、 5、 19	延宝6、10、8			年代
当人伝兵衛他7名	嶋田元右衛門	戸倉村名主十郎右衛門他2名	五日市村真言宗不動院他4名	五日市村名主勘平	地 5名 一	名百姓代1名 五日市村百姓五兵衛他內名年寄8	左衛門忰久兵衛他3名	左衛門他4名左衛門、年寄市	助名主弥そ左衛門五日市村百姓代字右衛門年寄内蔵	五日市村名主勘兵衛	人 山売主伊左衛門、証人伊兵衛他 4	上川口村山売主次郎右衛門他3名	川口村人主たれ、讃人たれ			差出
村方御役人衆中	五日市村勘平、伊兵衛、小兵衛	五日市村仁兵衛他8名	党法院	伊奈友之助様御役所	御奉行所	伊奈友之助様御役所	御奉行所	伊奈半左衛門様御役所	夏目善太郎伊奈半左衛門御役所田中藤兵衛、	伊奈伽前守様地方御役所	六左衛門	下川口村六左衛門	細ヶ谷村久七			宛
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	り紙、括	括り紐、	形態
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1 1	1 . 1	数显
			文俳あり		奥沓あり				貼継あり		奥褒沓あり	奥妥沓あり	要打ちあり	包紙に付箋あり	防虫剤3あり	備考

30	1 29	28	1 27	1 26	1 25	1 24	23	1 22	1 21	20	19	18	1 17	1 16	1 15
一札之事	差出申一札之事	背付を以申上候	昔付を以申上候	背付を以申上候	差出申一札之事	沓付を以申上候	一札之事	差上申一札之事	差上申一札之事	一札之事	一札之事	差上申一札之事	差上申一札之事	入置申儀定証文之事	差上申一札之事
以後は似むにつき、御詫び下され、	以後、似むにつき	久三郎勘当の件、御聞糺しにつき	忰大酒につき、勘当帳付願	夫は勘当されたが、両親は發う旨	娘誘い出しにつき詫	平生大酒、勘当に申し分なし	四季打鉄砲名前替御願下されたく	ない旨ない旨という。以後は不埒をし	は御用捨下されたく	今後、勝手に止宿させない旨	酒狂不調法につき、御詫び一札	病気につき、拝借鉄砲返上願	以後出精以後出精の生物であったが、	に任せる旨打掷一件、内済については取扱人	酒会等似む旨
享 和 2、 8	享和 2、 11	享和 2、 8	享和 2、8	享和 2、8	享和 2、 10	享和2、8	享和元、□	享和 2 12	享和元、8、27	享和元、8	享和元、8、 27	享和元、11	党 政 13 3	寛 政 12 10	寛 政 12 12
久三郎	当人三郎兵衛、組合物代嘉兵衛他	五日市村久三郎五人組勘兵衛他3	五日市村百姓久三郎親安右衛門	五日市村久三郎娈きの	盆堀村当人吉蔵他2名	五日市村百姓久三郎	五日市村鉄砲預主百姓源蔵他2名	他1名長渕村百姓嘉兵衛弟当人藤右衛門	藤左衛門忰伝兵衛他38名	五日市村しけ他4名	十蔵店豊次郎他1名	預り主安左衛門他 4名	五日市村下宿当人藤右衛門他4名	半平他4名	衛門他 2 名 当人利助、地主亦七、家主市郎左
近所御組合中	村方御役人衆中	村方御役人衆中	村方御役人衆中	村方御役人衆中	五日市村六郎左衛門、御村衆中	村方御役人衆中	村御役人中	御役人衆中		村役人中	村役人中	御役所	村方役人衆中	御取扱人中	御役人中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
										下部破損				奥鸖あり	
	30	29 差出申一札之事 以後、似むにつき 字和2、11 4名 30 一札之事 以後は似むにつき 字和2、11 4名 4名 4名 30 2 8 4名 30 4名 30 30 30 30 30 30 30 3	28 俳付を以申上候 久三郎勘当の件、御聞礼しにつき 享和2、8 五日市村久三郎五人組勘兵衛他3 村方御役人衆中 状 1 30 一札之事 以後、似むにつき、御詫び下され、 享和2、8 名 名 五日市村久三郎五人組勘兵衛他3 村方御役人衆中 状 1 30 一札之事 以後は似むにつき、御詫び下され、 享和2、8 久三郎 4名 上所御組合中 状 1	27 背付を以申上候 体大酒につき、勘当帳付順 享和2、8 五日市村入三郎五人組勘兵衛他3 村方御役人衆中 状 1 30 一札之事 以後、似むにつき、御舎帳で下され、享和2、8 五日市村入三郎五人組勘兵衛他3 村方御役人衆中 状 1 30 一札之事 以後は似むにつき、御舎帳で下され、享和2、8 名 名 4名 近所御組合中 状 1 30 一札之事 以後は似むにつき、御舎帳付順 享和2、8 人三郎五人組勘兵衛他3 村方御役人衆中 状 1 30 一札之事 以後は似むにつき、御舎帳付順 享和2、8 人三郎五人組勘兵衛他3 村方御役人衆中 状 1 4 日本 1 4名 4名 1	26 皆付を以申上候 夫は樹当されたが、両親は築う旨 享和2、8 五日市村入三郎五人組勘兵衛他 村方御役人衆中 状 1 29 差出申一札之事 以後、慎むにつき、勘当帳付願 享和2、8 五日市村入三郎五人組勘兵衛他 村方御役人衆中 状 1 30 一札之事 以後、慎むにつき、御舎で下され、 享和2、8 五日市村入三郎五人組勘兵衛他 村方御役人衆中 状 1 30 一札之事 以後は慎むにつき、御舎び下され、 享和2、8 五日市村入三郎系衛、組合惣代嘉兵衛他 村方御役人衆中 状 1 4名 4名 人三郎 近所御組合中 状 1	25 差出申一札之事 娘諺い出しにつき 享和2、10 盆堀村当人吉蔵他2名 五日市村久三郎妻きの 村方御役人衆中 状 1 28 1	24 書付を以申上候 平生大酒につき能 享和2、8 五日市村五姓久三郎親安右衛門、御村次即、御村大郎左衛門、御村衆中 状 1 29 差出申一札之事 以後、似むにつき、御当帳付願 享和2、8 五日市村久三郎親安右衛門 村方御役人衆中 状 1 29 差出申一札之事 以後、似むにつき、御当帳付願 享和2、8 五日市村久三郎張台衛門 村方御役人衆中 状 1 29 差出申一札之事 以後、似むにつき、御舎で下され、 亨和2、8 五日市村久三郎五人組御兵衛他3 村方御役人衆中 状 1 20 差出申一札之事 以後は似むにつき、御舎び下され、 亨和2、8 五日市村八久三郎五人組御兵衛他4 村方御役人衆中 状 1 30 一札之事 以後は似むにつき、御舎び下され、 亨和2、8 五日市村百姓久三郎 銀会を代嘉兵衛他4 村方御役人衆中 状 1 4 名 4名 人三郎 五人組御兵衛他4 村方御役人衆中 状 1 1 1 4名 人三郎 五人組御兵衛他4 村方御役人衆中 状 1	23	22 差上申一札之事	29 28 27 21 22 21 22 21 23 22 21 23 22 21 23 22 21 24 23 22 21 24 23 22 21 24 24 23 22 21 24 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	20 28 27 26 27 27 28 21 20 - 札之事 27 28 21 21 22 21 21 22 21 21	29 28 27 26 27 27 28 27 28 27 28 27 29 28 27 20	一札之事	世代を以中上候 地行を以中上候 2年 一札之事	大型甲偏空延文之事

一件吟味中高村印度中上検 一件吟味中高村印度中			•																
中	1 1	1	2 12		1	9	8	7	2 6	2 5	2 • 4	3	2		0		1 35	1 34	33
明治 4、9 10 12 8 5 5 5 2 2 12 9 6 9 7 9 3 3 8 正 2 7 7 2 3 7 2 12 9 6 9 7 9 3 3 8 正 2 7 7 2 3 7 2 12 9 6 9 7 9 3 3 8 正 2 2 7 7 2 3 7 2 12 9 6 9 7 9 3 3 8 正 2 2 7 7 2 3 7 2 12 9 6 9 7 9 3 3 8 正 2 2 7 7 2 3 7 2 12 9 9 6 9 7 9 3 3 8 正 2 2 7 7 2 3 7 2 12 9 9 6 9 7 9 3 3 8 正 2 2 7 7 2 3 7 2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	店销証文之事	預申金子之事	借用申金子証文之事	借用申証文之事	借用申証文之事	人誚状之事	借用申金子事	永讓渡申畑証文之事	文之事文之事	差上申御諮沓事	流地相渡シ申証文之事	為替金手形耶	入置申一札之事	事	[包紙]	預り申一札之事	乍恐以沓付奉申上候	一札之邛	乍恐以偕付率申上候
9 10 12 8 5 5 5 2 2 12 9 6 9 7 9 3 3	間コ・奥行6間の屋敷借請	一七〇両借用	質地10年季、二五両	元入金差詰りにつき、						川欠山崩れにより増永請けがたき		八王子福岡直七へ為替金	立木切取につき詫証文			平太郎身持不埒、以後気をつける	神社号題にかかる出入につき	伝馬役御免願われたく、	つき一件吟味中帰村仰せ付けられるに
内内 東京 同同																			享和 2、 7
*************************************	多泰郡敬沢村善兵衛門	五日市村巌之助	五日市村内蔵之助	五日市村上宿内蔵之助	安兵衛	人主直吉	名 秋原新之助組与頭岡部藤太郎他9	五日市村伊右衛門	五日市村音次郎	名主病死二付組頭内蔵之助他8名	金兵衛	松田七右衛門	善蔵			庄左衛門孫当人平太郎他2名	多摩郡枱原村大嶽山神主吉野讃岐	133 名	代消兵衛他3名 代消兵衛他3名
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	内藏之助	東京深川五郎右衛門	同村徳兵衛	下宿安兵衛	槌斎(カ)兵衛	内蔵之助	内山安兵衛	善右衛門	内蔵之助	他1名	内蔵之助	内山蔵之助	内蔵之助	同村内蔵助		村御役人中	伊奈友之助様御役所	村役人中	伊奈友之助様御役所
	状 状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	包紙	状	状	状	状
虫 下 下 差 付 損 む 出 む 出 登 損 収 切 切 切 切 切 取 り	1 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	虫損				下 蛰	•		下部破損	差出切取	下 告		70.		差出切取	付箋あり				

•		•				-	9	•		<u> </u>		0	0		- 0	•	- 0		•	•	0
2 37	2 36	2 35	2 34	33	32	31	30	2 29	28	2 27	2 26	2 25	2 24	23	2 22	2 21	20	19	2 18	2 17	2 16
〔	御前む之事	乍恐以沓付奉申上候	乍恐以背付奉願上候	進上申一札之事	大目付江口達之覚	党		相渡申質地証文之事	事年季質物相渡申田地証文之	差出申一札之事	差出申一札之事	店諮証文之事	為替金手形之事	永年賦元済金証文之事	借用申金子之事	為替金手形之事	永相渡申畑手形之事	永代畑譲り渡申細証文之事	譲渡申畑証文之事	店讀証文之事	奉公人請状之事
公方様東叡山御霊前参詣につき	御年貢の内水腐場御用捨につき	式御免許願 農間大工渡世の者上棟の節、神拝	小児不引取出入訴答御下ケ願	先年の証文返却につき	高家表高家知行所の儀につき	朝鮮人来聘、国役金請取	人別帳認めにつき達			御村方郷歩代人につき請む	借金返済につき			ておおいて、おおいでは、日本のは、日本のでは、日							
	天保 15、 10	元 治元 11	文化 11、 5	享保15、4		文 化 7、 12、 18	正、 22	嘉永元、4	享 保 16 12	慶応3、3	弘化元、5	文久元、11	慶応元、7、11	安政 3、 12		子 7、 21	享保元、10	文 4、 2	文久3°、9	嘉永7、3	寛政11、2
松平土佐守	主茂右衛門御知行所下総国相馬郡我孫子村名	村勘三郎他大岡兵庫頭領分上総国夷隅郡部原	を 154 に記つき親類利右衛門、春日領内百姓つき親類利右衛門、春日領内百姓次右衛門頃に	三塚村弾右衛門、同所嘉兵衛		川崎平右衛門	池田修理	名平賀新町質地主名主政右衛門他2	方名 方名	上辰野村伊之松	刀蔵	店誚人源次郎、借家人彦次郎	松田長右衛門	内蔵之助	金子借用人権左衛門	松田長右衛門	利兵衛	五日市村徳兵衛	五日市村内山安兵衛		大久野村人主惣蔵
背山下野守様他 4 名	御地頭所様御役人中	白川神祇関東御役所御役人中	竹内新八郎梯川浦御役所	平賀新町嘉兵衛		幸若伝八郎	幸若健吉	村彦左衛門	直江津新町伊藤九右衛門	樋口村御名主衆中	与五右衛門	内蔵之助	内山蔵之助	安兵衛	内山安之助	内山蔵之助	安兵衛	佐助	徳兵衛		五日市村内蔵之助
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他文沓混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	「土方八十郎承之」	他文沓混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文沓混入か				端妥沓あり			文久3年の追記あり		下沓	雛形	

	1	状	親類惣代甚五右衛門他1名	羽□村定七他2名	文化 4、7	新平娘引取につき	引取一札之事	3 18
	1	状	伊奈友之助様御役所	五日市村百姓源次郎他3名	文 化 4、 11	四季打鉄砲拝借願	乍恐以沓付奉願上候	3
	1	状	当所御役入中	当村(五日市村)下宿長八他2名	文化 4、3、2	妹はつ離縁一件につき	差出申一札之事	3
	1	状	伊奈友之助様御役所	五日市村吉左衛門	文化 4、 11	百姓代藤吉改名につき	乍恐以沓付率申上候	3 15
	1	状	五日市中	小野田三郎右衛門様山後新次郎	辰 12、 25	炭運上受取につき	覚	3 14
	1	状	御役入中	鈴法寺納所		穀代金萷取	覚	3 14 2
以下3点贴継	1	状	五日市村御役入中	鈴法寺納所	文化 4、 7、 25	初穂料請取	覚	3 14 1
	1	状	御役宅	善兵衛	文 化 4、 12	借金引き受けにつき	覚	3
	1	状	伊奈友之助様御役所	長左衛門他3名 五日市村百姓長左衛門父甚兵衛代	文化 3、 7、 11	四季打鉄砲盗難につき	差出申一札之事	3 12
	1	状	五日市村名主勘平	小中野村年寄善次	文化3、9	おりの身分の骸につき	差出申一札之事	3 11
	1	状	勘平、長吉	彦八	文 化 3、 12	家財諸道具売払につき	一札之事	3 10
	1	状	取扱人五日市村名主勘平	福生村名主勘次郎他4名	文化3	村入用難渋一件内済につき	規定証文之事	3 9
	1	状	伊奈友之助様御役所	五日市村百姓利助後家訴訟人いち	文化3、2	地所掠取、袭子不引取出入	差上申済口証文之事	3 8
	1	状	伊奈友之助様御役所	郎他3名	文化 3、 2	村入用難渋出入につき	差上申済口証文之事	3 7
	1	状	名主勘平、地組頭長吉	五日市村下宿市兵衛他2名	文化 2、4	居屋敷建家質入、奥印について	差出シ申一札之事	3 6
121121	1	状	村御役人中	五日市村いち他2名	文化 ₂ 、9	家内納り兼ねるにつき	差出申御詫証文之事	3 5
	1	状	伊奈友之助様御役所	五日市村百姓庄左衛門他1名	文 化 2、 11	利助後家いち一件	下恐以岱付奉願上候	3
	1	状	伊奈友之助様御役所	名主勘平	文 化 2、 10、 4	鉄砲盗み取られにつき	差上申御請亞之事	3
	1	状	名主勘平	他1名 当村百姓茂八他15軒代兼庄左衛門	文化元、7、3	市場争論につき	差出申一札之事	3
	1	状	伊奈友之助様御役所	五日市村百姓長左衛門他2名	文化2、9	鉄砲盗難につき	乍恐以沓付率申上候	3
	1 • 1	ひも級紙、				元—十四」	〔包装紙、括り紐〕	3
他文書混入か	1	状	下源入村兼帯庄屋清兵衛	松村新田本人清左衛門	明和6、2	以後博奕等しない旨	差上申一札之事	39
他文書混入か	1	状	川浦御役所	松村新田庄屋清左衛門	安永2、6	長日照につき残らず白割	乍恐以背付御注進率申上候	2 38

		2	- 2	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3 36	3 35	34	33	32	31	30	3 29	3 28 2	3 28 1	3 27	3 26	3 25	24	23	3 22	21	20	3 19
乍恐以些付奉申上候	乍恐以眥付奉願上候	乍恐以背付奉願上候	差出申一札之事	差出申一札之事	差出申一札之事	一札之事	以沓付申上候	覚	覚	以偕付奉申上候	差出申一札之事	详	乍恐以沓付御訴奉申上候	乍恐以む付奉申上候	乍恐以沓付奉申上候	以偕付奉申上候	差出申一札之事	一札之事
き出府相成り申さず年沼村一件につき召出、病気につ	続につき 百姓安右衛門病死いたし、跡式相	阎率公に差上げた文治へ夫金下さ	延長田方米代納并秋冬両度不納分日限	久三郎帰住仕りたき旨	屋业境争論	御差日御召出遅延につき詫	つき 武八、安兵衛持山木品伐荒らしに	見回り銭として、止宿昼食共	御年貢金上納のため出府	人三郎大酒など仕るにつき	元吉斐さん欠落につき	金2両3分取	盗み申すにつき 盗み申すにつき	市日に口附無き馬に乗らざるよう	分願大程降税り、麦作枯失につき御見	秀次郎身持不行跡につき	弁才天立族借用につき	売掛滞残金につき
文 化 8 7、 26	文 化 8 9 25	文 化 8 9 11	文 化 8、 12	文 化 8、 11、 5	文 化 8、 5	文 化 8、 11、 3	文 化 8、 9	文化 8	文化 8	文化 8、 9	文化7、4	文化 7、 10	文化 7、 8	文化7、2	文化 7、2	文化 7、 10	文化 ₆ 、 ₃	文化 6、 11
五日市村百姓重右衛門組合孫兵衛	五日市村願人初五郎他3名	乙津村年番名主源兵衛ほか	五日市村年寄吉左衛門	五日市村百姓久三郎他3名	いち他8名当所(五日市村)中宿百姓利助後家	久三郎他3名	彦兵衛他 4 名	伊奈助右衛門手代福田善左衛門	上宿久蔵	名 名 出所(五日市村)北横町藤八他 4	百姓源蔵方元吉他2名	下村年番名主消助	五日市村太右衛門他2名	五日市村名主勘平他2名	五日市村名主勘平他2名	養沢村秀次郎他1名	当所伊兵衛	枪原村百姓五右衛門
寺社御奉行所	伊奈助右衛門御役所		名主勘平	伊奈助右衛門御役所	当御役人中	名主勘兵衛他1名	御役元	五日市村名主中	名主勘兵衛	当所御役元	御役所	五日市東丁源蔵	伊奈助右衛門	伊奈助右衛門	伊奈助右衛門御役所	五日市村名主勘平他1名	当所御役所	五日市村儀兵衛
状	状		状	状	状	状	状	_	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		後欠							一紙に2つの覚併記									

三郎他2名 当所御役元 当所御役元	下宿百姓当人安	下宿百姓当人安
五日市村訴訟人安兵衛代弥太郎 田安楸御勘定所		田安禄御勘定所
多蹄郡小和田村当人初次郎他5名 御取締役土屋勘平他18	次郎他5名 御取締役土屋勘平他1名	
当御役宅	当御役宅	当御役宅
五日市御役元	五日市御役元	
訴訟人五日市村忠蔵代親留八 小野田三郎右衛門様御祭	省八 小野田三郎右衛門様御役所	小野田三郎右衛門様御役所
沢又組百姓佐次右衛門他2名		
入野村名主太左衛門他2名 御世話人中		御世話人中
3名		
柏原村他8ヶ村名主年寄百姓代 五日市村名主勘兵衛		
郡方御役所	郡方御役所	
五日市村升次郎組合衆中	五日市村升次郎組合衆中	五日市村升次郎組合來中
		状
御役所	御役所	御役所 状
右村(五日市村)名主、年	右村(五日市村)名主、年寄	玍
につき代嘉兵衛 田市御役元江戸本材木町四丁目整屋弥兵衛熕 五日市御役元		
御屋鋪大目付衆	御屋鋪大目付衆	
五日市村願佐右衛門他3名 伊奈助右衛門御役所		

3 75	3 74	3 73	3 72	3 71 2	3 71 1	3 70	3 69	3 68	3 67	3 66	3 65	3 64	63	3 62	3 61	3 60	3 59	3 58	3 57	3 56	3 55
以铅付申上候	乍恐以偕付御訴訟奉申上候	以背付御届ケ申上候	請取申水夫人足之事	差出申水夫人足之事	差出申水夫人足之事	一札之事	差出申一札之事	口上偕以御願申上候	差出申一札之事	差出申一札之事	差出申引取一札之事	差上申済口証文之事	差上申済口証文之事	乍恐以偕付奉願上候	引取手形証文之事	以背付御願申上候	差出申一札之事	む付を以御願申上候	差出申一札之事	差出申預一札之事	差出申一札之事
吟味下げ願吟味下げ願	米穀売払代金滞りにつき	醤油代金滞につき出訴届	人足10人	人足4人	人足4人	切畑山証文取替につき	地面安兵衛へ相渡すにつき	儀兵術庭にてわら売買許可願	番人差上げにつき	所持山売却願	義母不埒につき引取	貸金出入内済につき	百姓伴蔵との借金出入につき	貸金出入内済につき訴訟下げ願	彦七郷発子賞受けにつき	博奕の者有無間い合わせにつき	博奕の者手前にて預りにつき	幸助分畑地譲渡につき奥印願	博奕の者村預につき	につき伊之助博奕に加わり、召し捕らえ	五郎太へ店借し造した疑いにつき
文 化 14 12	文 化 14、 9	文 化 14、 9	文 化 13、 5	文 化 13、 5	文 化 13 5	文 化 13 9、 20	文 化 13 9	文 化 13 2	文 化 13 12	文 化 13 6	文 化 13 11	文 化 13 9	文化 13、 9	文化13、閏8、28	文 化 13 11	文 化 12 2	文 化 12 2 2 25	文 化 12 10	文 化 12 2 2	文 化 12 8、 22	文 化 12、 2
願人茂兵衛他6名	田安領入間郡扇町屋村百姓藤右衛門	川越本町茂右衛門煩代宇兵衛	小林段蔵他 4 名	鈴木新兵衛	上野岩太郎	枪原村伴蔵	上宿地面渡主寅之助他 2名	五日市市場佐兵衛	雨間村新兵衛	山主荒之助他1名	大神村引取人重左衛門他 2名	つき代、他5名 一つき代、他5名	名名	五日市村訴訟人百姓安兵衛他4名	術門 術門	弟熊治郎他4名 多麽郡枪原村中里組百姓消右衛門	当所(五日市村)右組合寅吉他4名	租頭年寄五日市村入野組百姓幸助組合物代	当所代伊兵衛親類忠七他10名	衛門組合百姓儀兵衛他 2名 当所(五日市村)南横町百姓万右	五日市村権田百姓長左衛門他1名
御役元	御奉行所	五日市御役元	五日市村名主中	五日市村名主	五日市村名主	正党院	御役元	名主勘平他	御名主	御村役人衆中	五日市勘平	小野田三郎右衛門役所	小野田三郎右衛門様御役所	小野田三郎右衛門様御役所	五日市村名主衆中	御取締役勘平他1名	当所御役元	御役元	当御役元	当御役元	当所御役元
状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	評定所奥沓あり				一点に貼付																

18	17	4	4 , 15	4 14	4 13	4 12	4 : 11	4 , 10	4 9	4 . 8	4 . 7	4 . 6	4 5	4	3	4 , 2	4	4
差上申済口証文之事	乍恐以沓付奉申上候	乍恐以沓付奉願上候	差出申一札之事	乍恐以添管率願上候	差上申一札之事	乍恐以凸付御訴訟率申上候	乍恐以驺付御訴訟率申上候	以偕付奉願上候	差上申一札之事	下知背	差出申規定証文之事	差上申済口証文之事	乍恐以掛付奉願上候	乍恐以沓付御届奉申上候	差上申一札之事	下知眥	乍恐以甞付奉願上候	〔包紙など〕
質地請戻出入	村預け庄太夫召し連れにつき	庄太夫吟味中の差添え、交替につ	佐兵衛方へ盗賊謀入につき	直次郎願上げへの添簡	出火類焼につき	店明渡難渋出入	いち跡式につき	店借利右衛門立ちのかざるにつき	つき請む	夫人金納入命令	き留五郎身分不相応の家作致すにつ	店明渡さず、家業差支による出入	願東取締出役お越しにつき、帰村	御差紙頂戴につき	博奕取締、御咎め村預けにつき	令 御小姓組番人につき夫人給上納命	仁兵衛千菜背物の問屋商売につき	「文政元―一八」
文 政 12 5	天保 12、正	天保 10、 8	文政11、7	文 文 文 文 3 21	文 文 取 11 2 18	文 文 取 11、 4	文政 11、 8、 22	文 政 11、 4、 16	文政 11、 9、 22	文 政 11、 6	文 政 11 8 27	文 攻 11、 5	文政12、 型3、 26	文 政 12 2 10	文 政 12 2	文 取 12、 4	文政 2、6、27	
村百姓訴訟人次左衛門他中山大助知行所武州多麽郡五日市	兵術他1名	五日市村庄太夫組合百姓甚八他2	当村北寒寺組百姓佐兵衛他8名	五日市村名主勘平	五日市村番場玉林寺店忠七	五日市村玉林寺地借弥重郎	や訴訟人直次郎 本日市村百姓次左衛門頃につき代	玉林寺店借弥十郎組合彦七	五日市村百姓七左衛門忰徳次郎	中山大助内小山田仲右衛門他1名	小中野村名主訴訟方吉右衛門ほか	五日市村玉林寺地借訴訟人弥十郎	中山大助知行所五日市村名主勘平	五日市村勘平	五日市村名主勘平他3村村役人	中山大助内小山田仲右衛門他1名	五日市村名主勘平他1名	
御奉行所	御地頭所様御役人中	御地頭様御役人中	当御用所	御地頭所様御役人中	当御用所	江川太郎左衛門様御役所	御奉行所	当村(五日市村)御用所		五日市村名主年寄百姓代	隣村御扱人衆	江川太郎左衛門様御役所	御奉行所	御地頭様御役所	助小野田三郎右衛門様御手代河野惣	五日市村名主組頭百姓代	小野田三郎右衛門様御役所	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	包紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				4・11への添簡下書		奥沓あり	奥書あり			付箋あり					下 む or 写			

4 35	4 35	4 34	4 33	4 32	31	30	4 29	4 28	4 27	4 26	4 25	4 24	23	4 22	4 21	4 21	4 20	4
2	1														2	1		
差出申水夫人足之事	差出申水夫人足之事	差上申一札之事	差上申一札之事	差出申一札之事	差出申一札之事	乍恐以沓付奉願上候	対談一札之事	乍恐以む付奉申上候	乍恐以眥付ヲ奉願上候	乍恐以背付牽願上候	乍恐以背付奉願上候	乍恐以背付奉申上候	以む付御願申上候	党	差上申一札之事	党	以背付御届申上候	一札之事
		水車人川筋利用の儀につき取極	音次郎身持不埒につき	安五郎畑、流地に相成るにつき	平蔵等博奕等仕らざるにつき	市兵衛、三郎兵衛等打擲につき	渡すべき旨渡すべき旨	拾得物放置につき	げ願財布等太郎兵衛所持の件、吟味下	げ願金次郎身持改めるにつき、吟味下	身持不埒の牧太郎、吟味下げ願	ついての詮護 太郎兵衛家内に有った鼻紙入れに	られたく お場村につき、御用宿に仰せ付け	鼻紙入等請取につき	博奕処罰請沓	人足差出命令	灯燈など破損、塗り直しにつき	伊与吉出生身元御糺しにつき
文政 ₅ 、4	文政5、4	文政5、6、晦	文政7、9	文政7、6	文政8、5	文政 2、9	文 政 9、 11	文 政 10 6 27	文 政 10 7、 21	文 政 10 6 21	文 政 10 7	文 政 10 7、 22	文 政 10、 9	文政 10、 8、 2	文政10、8、2		文 化 10	文政 ₁₀ 、 10
戸田五介組鷹匠上野岩太郎	戸田五介組騰匠鈴木新兵衛	館谷村水車人権左衛門他4名	五日市村音次郎他6名	上宿十兵衛他1名	上宿庄左衛門店平蔵他1名	五日市村長右衛門他8名	八王子横山宿丸二七兵衛代甚十郎	五日市村太郎兵衛親市兵衛他1名	勘平他2名		左衛門他2名上川口村百姓半六忰牧太郎組合庄	五日市村名主勘平他2名	伊八他2名	門五日市村百姓吉兵衛、組合長右衛	五日市村百姓太郎兵衛他4名	柏木林之助柏木林之助	五日市村上宿勘右衛門他12名	戸倉村名主兼組頭六郎左衛門
五日市村名主	五日市村名主	五日市村他2村□□□人中	御役元	当所御役所	当村(五日市村)御役所	小野田三郎右衛門役所	五日市村御役元	江川手代望月鶴助	江川手代柏木林之助		江川代官所手代柏木林之助	助江川太郎左衛門様御手代柏木林之	御用所	当村御用所	江川太郎左衛門様御役所	柏原村他11ケ村名主年寄中	当村御役元	五日市村御役人衆中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1
4・35・1に貼継										後欠						別々の文書が一紙に写		

4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36 2	36 1
差上申一札之事	差出申預り一札之事	入置申一札之事	差上申一札之事	乍恐以哲付奉願上候	乍恐以沓付御訴奉申上候	乍恐以沓付奉願上候	差上申一札之事		乍恐以偕付奉申上候	差上申一札之事	以偕付御願申上候	差上申一札之事	差上申一札之事	差上申一札之事	差出申済口証文之事	差出申一札之事	水夫人足之事	水夫人足之事
払、請告払、請告	竹次郎を打擲致した者預りにつき	佐兵衛、要右衛門内室と不埒につ	ぶ兵衛より金銭出入、内済仰せ渡	竹次郎打擲の始末街上	伊之助家出一件につき	勝五郎欠落帳附願	欠落の万蔵、尋仰せ付けられるに	寅之助への金銭返付願等	魚売伊之助帰宅仕らず	知につきの一気を対している。	善助召使等打擲致されるにつき	知につき 知につき金子返すべき旨承	つき 安兵衛方へ代金渡すべき旨承知に	取置の旨	入安兵衛より寅之助へ相懸る貸金出	今後は芝居、角力等仕るまじき旨	4 人	4 人
文 政 2 、 関 4 、 13	文政3、8、朔	文 政 2、 3	文政 2、 6、 12	文政3、8、3	文政3、6、 11	文政3、6、10	文政 3、 6、 23	文政2、6	文政3、6、4	文政 ₃ 、 ₅ 、 ₇	文政 3、8、1	文政3、6、9	文政 ₃ 、5、7	文政 3、 5、 7	文政 3、 12、 14	文政5、8	文政5、4	文政5、4
五日市村留次郎他6名	五日市村君助他7名	相州田代村佐五兵衛他2名	北横町初五郎他1名	五日市村名主勘平	五日市村儀兵衛他1名	五日市村儀兵衛他1名	五日市村百姓万蔵他15名	五日市村百姓訴訟人嘉兵衛	五日市村竹次郎他1名	五日市村百姓寅之助他1名	善善	五日市村寅之助他1名	五日市村寅之助他1名	五日市村安兵衛代嘉兵衛他2名	五日市村盛兵衛他3名	当所上宿久蔵他8名	戸田五介組安藤八兵衛他2名	戸田五介組横山藤九郎他2名
小野田三郎右衛門御役所	名主勘平	五日市村要右衛門	当御用所	小野田三郎右衛門御役所	御率行所	小野田三郎右衛門御役所	御奉行所	小野田三郎右衛門御役所	関東御取締出役小沢紋五郎	小野田三郎右衛門御役所	御役宅	小野田三郎右衛門御役所	小野田三郎右衛門御役所	小野田三郎右衛門御役所	小野田三郎右衛門御役所	当御用所	五日市村名主	五日市村名主
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
								前欠									4・36・1に貼継	

1 御師書 - 1 (差出		61	60	4 59	4 58	4 57	4 56 2	56 1	4 55	4 54
3につき 2 改元、11、19 右村(五日市村)孫左衛門他1名 型不尽取り片付 文政元、11 訴訟人安兵衛煩につき代富治郎 小野田三郎右衛門様御役所 型不尽取り片付 文政元、11 訴訟人安兵衛煩につき代富治郎 小野田三郎右衛門様御役所 が後惧むにつき間 天保13、2、朔 御知行所(中山大助)上州新田郡下 御地頭所様御役人衆中 浜田村組頭吉蔵他9か村(9名)	甲一札之事	差出申一札之事	御尋ニ付口上背を以申上候	差出申御諮沓之事	差出申御請証文之事	乍恐以哲付奉願上候	差上申御請証文之事	乍恐以眥付奉申上候	乍恐以む付奉願上候	乍恐以背付奉申上候	差上申引取一札之事
文政元、11、19 右村(五日市村)孫左衞門他1名 文政元、11、19 右村(五日市村)孫左衞門他1名 文政元、11、19 右村(五日市村)孫左衞門他1名 天保13、4、23 神職庄太夫 天保13、4、23 神職庄太夫 (御知行所(中山大助)上州新田郡下 御地頭所様御役人衆中 浜田村組頭吉蔵他9か村(9名)	割合につき	家作撤去一件、	寅之助地所家作撤去につき	枯木査、火の元用心のため片づけ	川越文蔵への米代残金支払の旨	原戸倉村与市方押入一件につき検使	安兵衛等差紙諧証文	吟味中伊之助安次郎病気回復届	予願・吟味中伊之助安次郎病気につき猶	吟味中伊之助安次郎病気回復届	市兵衛、打擲致すにつき引取の旨
右村(五日市村)孫左衛門他1名 お歌人虎之助組合中 が歌人安兵衛煩につき代富治郎 小野田三郎右衛門椽御役所 御知行所(中山大助)上州新田郡下 御地頭所椽御役人衆中 浜田村組頭吉蔵他9か村(9名)	文政元、11、		文政元、11、	文 政 元 11	文政元、8、	文 政 2、 8	文政 2、6		文政2、4、	文政 2、4、	文政2、8、
下 御地頭所様御役人衆中 おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	18	18	18		19				21	23	16
御役所 小野田三郎右衛門椽御役所 本野田三郎右衛門椽御役人衆中 本野田三郎右衛門椽御役人衆中	五日市村安兵衛他3名	五日市村安兵衞他3名	安兵衛代富次郎他1名	下宿安兵衛他1名	下宿政次郎他1名	五日市村市兵術親類磯右衞門他 2	嘉兵衛他 5名	名主代年寄吉左衛門	伊之助組合儀兵衛他 2名	五日市村名主代年寄吉左衛門	五日市村磯右衛門他2名
状 状 状 括包 状 状 状 的 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	当所御役所	当所御役所	当所御役元	当所御役元	当所御役元	大場儀右衛門	当村御役人中		小野田三郎右衛門御役所	小野田三郎右衛門御役所	
		状	状	状	状	状		状	状	状	状
1 1 1 1 1 1 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
								56 1に貼継			後欠

5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
一札之耶	一札之事	一札之事	一札之事	差出申一札之事	一札之事	一札之事	乍恐以呰付御慈悲奉願上候	差上申一札之事	差出申一札之事	差出申一札之事	一札之事	乍恐以沓付御訴訟奉申上候	乍恐以沓付奉願上候
につきにつき、深谷遠江守の尊判拝見	につき 売掛出入、深谷遠江守の尊判拝見	売掛出入、差日の専判拝見につき	売掛出入、差日の専判拝見につき	以後村内に不正の者は置かない旨無宿安五郎母、村内に借家に関し、	売掛出入、差日の専判拝見につき	売掛出入、差日の専判拝見につき	御吟味中の鉄五郎引き渡し願	つき無宿鉄五郎、御出役中非分なきに	れ、以後慎むにつき無宿人の母親の差し置きを咎めら	惑をかけない旨	売掛出入の差日御尊判受取りにつ 売掛出入の差日御尊判受取りにつ	は付いないである。 御嶽山社役正太夫から百姓安兵衛 田村八太夫配下神事舞太夫にて、	付けられたく 庄太夫一件につき私儀は帰村仰せ
天保9、	天保9、	天保9、	天保8、	天保9、	天保9、	天保9、	天保 9、	天保9、	天保9、	天保9、	天保9、	天 保 10、	天 保 10、
8	8′	8,	8	4	8,	8	10	10 3	4 2	12	8 _. 23	9 5	8 _.
	28	28	24	2	29	25	4	J	Z		23	5	20
井郡沢井村当人権左衛門他7名 井郡沢井村当人権左衛門他7名	他4名 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・	2名 所甲州都留郡鶴川村当人遊兵衛他 御代官江川太郎左衛門当分御頂り	并県小州村当人五郎右衛門他 3名 江川太郎左衛門御代官所相州津久	他2名 他2名	大椚村新之丞後家きよ他2名 甲州都留郡江川太郎左衛門支配所	他3名 那上野原村本町組当人重郎右衛門 班上野原村本町組当人重郎右衛門	西日市村鉄五郎引請人百姓孫左衛	五日市村名主勘平	当所南横町伊兵衛店勇助他2名	名多摩郡瀬戸岡村酒蔵人小兵衛他1	郎兵衛他3名	五日市村神職正太夫他1名	五日市村名主勘平
消兵衛殿代甚太郎	消兵衛殿代甚太郎	消兵衛殿代甚太郎		御役元	消兵衛代棄甚太郎	消兵術殿代茲太郎	你門	作門御家来衆 衛門御家来衆	当御役元	寄場惣代役人中	佐野門村消兵衛殿代基太郎	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他文書混入か	他文眥混入か	他文書混入か	他文眥混入か		他文書混入か	付箋あり、他文沓混入	奥沓あり				他文書混入か	付箋による訂正多し	

5 49	5 48	5 47	5 46	5 45	5 44	5 , 43	5 42	5 41	5 41	5 40	5 39	5 , 38	5 37	5	5 35	5 , 34
								2	í							
引取一札之事	差入申議定一札之事	乍恐以沓付奉願上候	乍恐以偕付率申上候	差上申一札之事	御詫申一札之亦	差上申一札之事	乍恐以偕付御届奉申上候		乍恐以沓付奉申上候	拝借証文之事	以沓付御願奉申上候	乍恐以告付奉申上候	有合ニ相渡申畑証文之事	以背付願上候	以皆付奉願上候	党
弥惣右衛門怪我一件内済につき	せ一件につき上平井村名主弥惣右衛門に疵負わ	正太夫一件御吟味下げ願	るにつき	金盛別家立て願	や三郎よりの預り金、遣いこみに	神職正太夫人別混乱につき	神職正太夫五日市村人別差加願	庄太夫一件願沓差出すよう	ついて神職庄太夫・安兵衞出入の扱いに	当申年凶作、村方小前極貧之者手	寅蔵勘当帳外願、下げ願	上平井村無宿一件沓物	代金4阿	鍋釜代金滞りにつき	不調法御詫び、禁酒仕りたく	酒造御改めにつき
天保5、2、27	天保5、3、朔	天保 6、6、15	天保 6、2、19	天保6、10、29	天保6、2	天保6、6、19	天保 7、 3、 22	(天保 7 ?) 3、23	天保7、3	天保 7、12	天保8、12	天保8、7、29	天保8、12	天保 9、 11、 21	天保9、11、21	天保 9、12
衛他2名 拝島村右弥惣右衛門親類惣代弥兵	上平井村名主弥惣右衛門他18名	名 那五日市村訴訟人名主安兵衛他 4 江川太郎左衛門御代官所武州多摩	4名 五日市村百姓長左衛門後家よね他	当町(五日市)上宿次助他6名	五日市半左衛門店亀吉	多摩郡五日市村名主安兵衛他 5名先江川太郎左衛門元御代官所武州	主勘平外村役人物代与頭藤七当所知行所武州多麽郡五日市村名	小山田仲右衛門	代兼年寄藤七	五日市村百姓代権左衛門他2名	近江屋父弁蔵他2名	引田村年寄源兵衛他1名	入野畑主伊兵衛他3名	召仕願入栄助	五日市村当人竹次郎他1名	五日市村酒造人権左衛門
村御立入人衆中五日市村入野村御村役人衆中、隣		御奉行所	御地頭所様御役人中	当御役元	立入人勘右衛門殿他 5名	御奉行所	御地頭所様御役人衆中	五日市村年寄藤七	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中	御役元	御奉行所	入野三次郎	名主勘平	当御役元	寄場大惣代御役人中
	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	下部欠					金地院役僧宗珍の奥沓		りついてあり 11・1の裏に虫損で貼				調告当継ぎ				

5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
一札之事	差上申一札之事	入置申一札之事	覚	覚	為取替申一札之事	差出申一札之事	御届一札之事	乍恐以偕付奉申上候	乍恐以偕付奉申上候	差上申御請証文之事	差出申済口証文之事	差出申一札之事	差出申一札之事	乍恐以沓付御訴奉申上候	乍恐以眥付奉願上候	乍恐以眥付奉願上候	差上申一札之事	請取一札之事
酒狂一件につき詫	地境争論	村方へ浪士立ち入らざるよう取極	浪士取計い引諧金受取	名主給組頭給付与の旨	御年貢残納についての出入	修験永元、跡式相続につき	馬代金滯一件出訴につき	水車運上年季更新願	八王子千人同心憤金上納猶予願	鉄紙屑買渡世の者鑑札について	政蔵新屋敷土蔵普諮滞一件	名主跡役請印不同意につき	へ仮居住の旨 民宅類焼につき入野村徳蔵寺地所	重蔵宅より出火につき	※惣右衛門手負一件職定仕るにつ	使り出しの件につき	村役人預弥惣右衛門手負一件につき、代八	内済金二〇両受取
天保2、	天保 2、	天保3、	天保3、	天 保 13、	天保3、	天保4、	天保4、	天保4、	天保 4、	天保 4、	天保4、	天保14、	天保4、	天保5、	天保 5、	天 保 5、	天保5、	天保 5、
6	11	3,	3	E	8	9	6	2	2	6	7	8	9	12	3 _、 朔	9 _. 25	2 _、 晦	2 27
14								28	28					12	993	25	附	21
熊太郎	竹次郎他出につき代兼庄太夫他8	立花為八他1名、引請小嶋望之進世話人石川小源太他5名、取極メ	州入間郡塚越村引請小嶋望之進取極メ立花為囗、田村蔵之助、武	地頭所内末次右介他1名	蓬沢村奴田畑組願人政次郎他10名	永元發父右近他4名	村組頭藤助忰久米次郎荒川土佐守知行所武州足立郡嶋根	寄勘左衛門他1名 村水車持主勘平煩に付代兼右村年中山大助知行所武州多麽郡五日市	五日市村年寄勘左衛門		五日市村訴訟人丈助他7名	五日市村百姓誰	当町南横町当人庄太夫他2名	五日市村名主勘平他2名	蔵他17名 成他17名 成地17名	野村名主三郎兵衛他1名 足村当代官所中山大助知行所同郡 尾村当代官所中山大助知行所同郡	他3名 五日市村百姓伊兵衛組合惣右衛門	衛他 2 名
当御役元	御役人中	五日市宿御役人中	五日市宿御役人中	勘平		当御役元	五日市村御役元	江川太郎左衛門様御役所	江川太郎左衛門様御役所	関東御取締出役中	当所御役元		当村御役人中	御地頭所様御役人中		江川太郎左衛門椽御役所	中山大助様内小山田仲右衛門	五日市村御村役人衆中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
					虫損					雛型、途中欠落カ?		案文			下部欠			

6 12 2	6 12	6	6	6	6	6	6	6 5	6 4	6	6	6	6	5 71	5 , 70	5 69
	- 「乍恐以偕付奉願上候	乍恐以掛付奉申上候	乍恐以掛付奉願上候	差上申一札之事	請取申上納銀之事	請取申上納銀之事	請取申上納銀之事	請取申上納銀之事	請取申上納銀之事	入置申一札之事	差上申法臘時代旮之事	乍恐以沓付奉願上候	[包紙、括り紐]	差出申一札之事	乍恐以偕付奉申上候	年恐以偕付を御願率申上候
せ付けられるべき旨、請告・心得違いの儀につき、急度叱り仰	用金返納につき岸本・川崎両御役所よりの借入御	差紙頂戴、諧呰へ印形拒否につき	沿れ源兵衛跡相続仕りたき旨	御刀拝借につき	用銀請取	用銀譜取	用銀謂取	用銀請取	用銀箭取戌年城州河州摂州大川筋御普請入	他出差留めの旨		き、猶予下されたく客三郎人別帳入の件、段判中につ	「武州五日市村文掛二二□」	口論の上、打ち掛かるに及ぶにつ	地頭所上納金につき	う成し下されたく 無宿安五郎、村方立ち廻らざるよ
万延元、 閏 3		万延元、閏3、16	万延元、閏3	元治元、12、 14	元 治 2、 正、 18	元治 2、 正、 25	元治 2、 正、 25	元治 2、 正、 19	元治 2、 正、 19	慶応元、11、18	慶応4、10	明治 2 11		文 政 3、 11	天保 3、 12、 27	天保 ⁹ 、 ⁴ 、19
郎他2名		郎他1名 御領分武州多摩郡乙津村百姓長次	兵術他2名	御領分乙津村組頭十郎治	中井正次右衛門	中井正次右衛門	中井正次右衛門	中井正次右衛門	中井正次右衛門	他1名	西光寺貫道	源吾他3名		組合半[]	勘左衛門他1名御知行所武州多麽郡五日市村年寄	門他3名上平井村名主政蔵代与頭与惣右衛門地3名
郡方御役所		郡方御役所	郡方御役所	郡方御役所	城州乙訓郡久我村庄屋年寄中	城州葛野郡川端村庄屋年寄中	城州乙訓郡鴨川村庄屋年寄中	城州乙訓郡長法寺村庄屋年寄中	城州紀伊郡竹田村庄屋年寄中	年番名主重郎次殿御役人中	御本山御役寮中	民政御役所		御役元	御地頭所様御役人中	代小池三助
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	り紙、括	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1 1	1	1	1
前欠	- 2が継合わせ - 2が継合わせ 12				他文沓混入か	他文告混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文沓混入か					下部欠		

7 6	7	7	7	7	7	7 0	6	6 21	6 20	6 19	6	6	6	6	6	6
差上申一札之事	一札之事	一札之事	差出申一札之事	差出申一札之事	御尋二付む付以奉申上候	[包紙、括り紐]	乍恐以沓付御訴訟奉申上候	取扱済口証文之事	乍恐以偕付奉申上候	乍恐以偕付奉申上候	差出申詫背并境目之事	往来一札之事	為取替申議定一札之事	乍恐以偕付奉願上候	順席記録之事	差出申一札之事
につき 太郎兵衛所持品、改めの上お下げ	熟酔の上打擲一件、内済	対する回答がする回答	福昌寺智海、口論の上疵負うにつ	吟味中村預け仰せ付けにつき	触下の者意背につき	「武州五日市村文眥九○通」	登父貯金盗難につき	忠左衞門女房、岩蔵と密通につき	不当春作刈取一件、内済につき	印鑑変更につき	杉桧伐荒しにつき	幸吉分	百姓株立てるにつき寅吉、平四郎より土地譲受けの上	吟味下げ願祭時にて宅表口戸・農具破損一件	第に応じ順席定め著提寺明光応再建につき寄付志次	商人、旅人止宿について旅館仲間
8 2		(文政)、 7、 23	(天保)		4, 24		嘉永 2、5	嘉永 4、 8、 19	嘉永 5	嘉永 6、7、11	安政3、10	安政2、5	安政3、5	安政 4、 7、 25	安政6、4	文化 9、 11
名。 名 一 武州多摩郡五日市村太郎兵衛他4		主勘平他2名当御支配所武州多麽郡五日市村名	惣代—他6名	七左衛門組合藤右衛門他 5名	畔切神社大宮司忰将監		武州多摩郡訴訟人平四郎他1名	他9名他9名	組頭源兵衛他2名御領分武州多摩郡乙津村之内軍道	衛門御領分武州多摩郡乙津村組頭重左	(乙津村) 軍道組託主八左衛門他3名	左衛門本津相模守領分武州多麽郡乙津村米津相模守領分武州多麽郡乙津村	(乙津村) 軍道上組当人寅吉他8	21名村組頭権左衛門借家鶴吉忰定吉他中山主馬知行所武州多麽郡五日市	名(乙津村)軍道村旦那格周造他9	
柏木林之助		助工川太郎左衛門様御手代柏木林之	中上師岡村名主孫左衛門殿外村役人	当御役元	寺社御奉行所		郡方御役所		郡方御役所	郡方御役所	小中野村与七	国々村々御名主役人中		関東御取締出役吉田僖平次		
状	状	状	状	状	状	り紐、括	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1 :	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	沓き損じ		哲				乙津村			写		写	後欠力	虫損		

7 23	7 22	7 21	7 20	7	7	7	7	7 15	7	7	7	7	7 10	7	7 . 8	7
党	請取申金子之事	御触沓	借用申金子証文之事	廻			乍恐以偕付奉願上候	差出申一札之事	入置申一札	差出申一札之事	乍恐以聾付御訴訟率申上候	差上申一札之事	詫入申一札之事	差出申一札之事	差出申一札之事	入置申一札之事
大伝馬割・臨時諸入用金請取	衛に渡すべき金子預り五日市村勘平より麹町平河町平兵	ての幕府触写	金二両二分	下凸難形作成につき御出役様より仰せ渡されの沓面、	を では では では では では では では では では では	出府すべき旨、差紙	ついて 渡り人召抱えについて・惣益講に 知行所村々役人一同による願む、	博奕不埒の廉、御用捨願	り出入につき に兵衛より政右衛門方へ掛る売掛	福昌寺智海疵付一件済口につき	一つき	不埒につき	弟寅次郎女房、身持不埒につき	合後は身元確認のうえ偕家させる	て名主勘平跡役御請印形拒否につい	安三郎妹おとみ誘引につき
辰 6、晦	7 12 19			亥 8、 15		4, 27			11 18		展 5 25		巳 8月	6	(天保)	
門他1名	麹町山元町大塚屋源兵衛			寄埸五日市村名主勘平代所平		中山大助内小山田仲右衛門他1名	上濱田村名主善兵衛他9名		年寄善左衛門他1名	当人——	五日市村役人惣代吉左衛門		乙津村内軍道組詫入人文蔵他2名	当所下宿政右衛門他1名		熊蔵他2名
伊奈村林蔵他3名	小和田村庄次郎			中中の中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、		五日市村名主勘平	御地頭様御役人中		五日市仁兵衛	僧様御法類中右村役人中衛小曽木村福昌寺様御留守居智海			同村源左衛門他1名	御役人中		安三郎
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				封紙共			差出に五日市村含む	下 杏		下 曾		杏			香	下 蛰

7 36	7 36	7	7 34	7	7	7 32	7 31	7 30	7 29	7 29	7 28	7 27	7 26	7 25	7 24
2 [沓状]	1 口演		御下ヶ問背写	2	1	申渡	覚		2	1	堂	從	近	党	申渡沓付
立てにつき 位用状并質銭、砂川村へ即刻継ぎ	へ差上げ下さるべく	廻状等写留原村御用鮎村々加入願につき、	神職正太夫身上等尋	け下されたく、廻状村方組頭百姓代名前等取調べ、届	印形のため能り出るべき旨	神職正太夫旧離帳外申付	り出るべき旨、廻章関東取締出役廻村につき村役人能	べき旨、廻状 大申年皆済目録引替えに罷り出る	し留めにつき御膳所御用玉川上ヶ鮎中、漁猟差	さるべく さるべく	せ付けにつき名主勘平退役、忰所平に名主役仰	知行所高割金一三〇両差し出すべ	のものと、山本大膳よりのものののものと、山本大膳よりのもののので、山本大膳よりのものの	地頭所より御酒代金頂戯	付けにつき御先納金割賦仰せ
7, 29	7, 25			亥 9、 2	辰 8 10	子 6、 23	子 8、 18	酉 3、 14	午 8、 27	午 8、 27	(天保) 卯5月	卯 4 月	酉7、晦		寅 11 月
熊川村名主	上恩方村七郎兵衛	柴崎村世話役次郎兵衛他1名		五日市村名主勘平	伊奈友之助附(カ)川崎与十郎	中山大助内斎藤八郎他1名	五日市寄場役人	伊奈助右衛門役所	伊奈助右衛門手附岩瀬幸吉	高月村名主新蔵	地頭所內末(次)右介他1名	地頭所内末次右介他1名		地頭所内末次右介他1名	地頭所内末次右介他1名
五日市村御名主中	五日市村勘平	五日市村他2ヶ村右村々御名主中		上大久野村他 5ヶ村御名主中	登沢村名主年寄中	知行所武州多摩郡五日市村役人	入野村他13ヶ村右村々御名主衆中	五日市村他6ヶ村右村々名主年寄	寄中のおおおおおおおおおおおおいます。	小川村他3ヶ村右御村々御名主中	五日市村年寄百姓代	五日市村名主組頭百姓代		五日市村役人中	組頭中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	36-2、3と糊付けし	3枚が角で糊付けされ			封紙共		封 紙共	封紙共	封紙に糊付してあり	封紙に糊付してあり		日光参詣前後、封紙共			日光山参詣前、封紙共

	1	状	伊奈助右衛門様御役所	武州多摩郡五日市村年寄吉左衛門	未 10 28	久三郎呼出、日延願	乍恐以鸖付奉願上候	7 51
乙津村文俳	1	状	米津越中守様郡方御役所	(乙津村)市之丞他98名		であるよう であるよう であるよう	乍恐以偕付奉願上候	7 50
下 查	1	状		被 一致 成 大 宗 成 大 宗 成 大 宗 成 大 宗 成 大 宗 成 大 成 的 后 和 五 相 手 百 野 数 。 同 に の に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。		神社号勝手に願上げ、触頭へ盗背不埒につき	乍恐以偕付奉申上候	7
杏	1	状				引田村与七疵負一件内済につき	儀定証文之事	7 48
	1	状	村名主勘平中山大助知行所武州多麽郡五日市	中村八太夫手附胶潮尚助他3名	未 6、 20	不埒あるにつき過料銭仰せ付け	党	47
	1	状	勘平	玄龍他1名	8, 2	疵人の容態について	以口上沓申上候	7 46
写	1	状		五日市村三内村伊奈村上大久野村 五日市村三内村伊奈村上大久野村	子 年	入野村去戌年貢不納あるにつき	以掛付御願申上候	7 45
封紙あり	1	状	小和田村他36ヶ村右村々名主衆中	寄場五日市村名主勘平他4名	子 8、 16	役より触達の旨、廻章芝居手踊禁止について関東取締出	党	7 44
下部欠	1	状	御奉行所	村名主樹平中山大助知行所武州多摩郡五日市	11 : 6, 2	告類御下げ渡し願	差上申御請沓之事	7 43
下 查	1	状		五日市村百姓彦兵衛		地所出入のため、村役人年貢請取	乍恐以沓付奉願上候	7 42
封紙あり	1	状	五日市村名主勘平	中山大助内小山田仲右衛門他1名	8 _, 5	不法出入一件に関する呼出状		7 41
	1	状	多麽郡五日市村名主中	伊奈助右衛門元手代中里次郎兵衛	酉 10 2	銭手形	岱	7 40 2
てあり 40-2と端で初付けし	1	状	五日市村名主中	伊奈助右衛門手代福田善左衛門	申 6、 12	木銭米銭手形	党	7 40 1
	1	状	五日市他5ヶ村	関東御取締出役道田平助	戌 12 9	継立人足差出の旨、先触	兌	7 39
封紙あり	1	状	吉井村他16ヶ村右村々名主組頭中	江川太郎左衛門役所	## 9 20	当丑御年貢弐納につき廻状	Ü	7 38
封紙あり	1	状	日市村迄右村々御名主中川村、下川口村、上川口村より五	上恩方村名主七郎兵衛	7 _、 25	送りくださるべく		7 37
封紙あり	1	状	五日市村百姓伊兵衛	地頭所內末(次)右介他1名		伊兵衛出府致すべき旨、差紙	覚	7 36 3

7 67	7 66	7 65	7 64	7 63	7 62	7 61	7 60	7 59	7 58	7 57	7 56	7 55	7 54	7 53	7 52
乍恐以眥付奉申上候	乍恐以偕付奉願上候	乍恐以沓付奉願上候	[乍恐以沓付奉願上候	乍恐以偕付奉願上候	以始末背奉申上候	乍恐以偕付奉申上候	御尋二付以哲付奉申上候	乍恐以沓付奉願上候	乍恐以背付御訴訟奉申上侯	乍恐以眥付御訴奉申上候	乍恐以偕付奉願上候	乍恐以偕付奉願上候	乍恐以呰付奉願上候	乍恐以背付奉申上候
脚差立てにつき村方一件引合のため水帳并書物飛	猶予願当村三郎兵衛召出し、発熱につき	れたき旨	対する返事	らに打擲致さるにつき五日市村久右衛門、小和田村文吉	屈きについて ・ は大夫一件に関し、村方取締不行	掛滞一件	を破る等の不法につきを破る等の不法につき	ほかにつき	三次郎帰住願	疵負の久右衛門の客体について	小前之者来正月年礼拒否につき	人次郎召出吟味宥免願	できるよう、融通願できるよう、融通願	三郎兵衛瘡毒につき御仕置猶予願	村内にて無宿基吉差押えの一件に
4 25	_		(天保)		(天保)	亥 8、 4				文 化 11, 10				8, 2	5 _.
市村名主勘平)(中山大助知行所武州多麽郡五日	勘平、吉左衛門	(五日市村名主勘平)		五日市村願人組合弥兵衛	五日市村勘平他9名	五日市村勘平	扱人連印	庄右衛門他 2名	百姓三次郎弟安五郎ほか	他1名 他1名				五日市村名主勘平他 4名	武州多麽郡五日市村名主勘平
御奉行所					御地頭所様御役人中	小山田仲右衛門、斎藤八郎				小野田三郎右衛門様御役所				柏木林之助	小池三助
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	下背	下 蛰	写	下	下 背	下 む	**************************************	下	下 告、 欠落帳附願も附						後欠欠

7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
81	80	79	78	77	76	75	74	74	73	72	71	70	69	68
乍恐聾付を以搴願上候	乍恐以偕付奉願上候	乍恐以沓付奉願上候	乍恐以偕付奉願上候	乍恐以掛付奉申上候	乍恐以偕付奉申上候	候御导二付乍恐以告付奉申上	乍恐以驺付奉申上候	벛	乍恐以背付奉愁訴候	乍恐以偕付奉願上候	乍恐以娈付奉申上候	乍恐以背付奉願上候	乍恐以沓付奉願上候	乍恐以沓付奉申上候
致さるにつき 久右衛門、小和田村文吉らに打擲	付願 後家よね娘いね風与家出、欠落帳	たく 文勘平重症につき、帰村介抱仕り	理不尽打擲致さるにつき竹次郎、当村善助ほか数拾人より	五日市村百姓利助欠落帳附願	る鼻紙入れについて御礼し出役の節召出され、同人家内にあ出日市村太郎兵衛、望月節助様御	迄の行跡尋ねにつき、申上正太夫出訴一件、庄太夫身分・是	久三郎不斗家出につき懸落帳附願	米代金二両一分余受取	御用状継立遅刻につき、勘弁願	つき申上	を大夫一件に添簡仕るのは恐れ入	れたく	家様御附添人拝借下されたく渡御用人召抱の件、前々の通御本	得る旨、返答 元地主いちの地所、最早流地と心
文化 11, 10, 9	(天保)	来 10 27		亥 9、 23	(文政)	(天保10) 亥8、21	(文化)	E 4, 5			(天保)		(已年)	文 取 12、 4、 5
1名 1名 1名	五日市村百姓長右衛門後家よね他	村名主勘平煩ニ付代忰所平中山大助知行所武州多麽郡五日市	願入庄太夫他12名	主善助他2名 主善助他2名		夫元組合惣代百姓甚八他1名御知行所武州多摩郡五日市村庄太	門他3名 開他3名	扇町屋村萬や重右衛門代次郎兵衛		(五日市村名主勘平)		新井権次郎他1名中山大助知行所上州新田郡濱田村	何州何村何兵衛	村名主勘平中山大助知行所武州多麽郡五日市
小野田三郎右衞門様御役所	御地頭所模御役人中	寺社御奉行	右村名主拗平	江川太郎左衛門様御役所		御地頭所様御役人中	伊奈助右衛門様御役所	五ヶ市村勘平				御本家様御役人衆中	御地頭所様御用人中	御奉行所
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状		状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
杏	下	下雪			下雪、付箋あり	変に宿紙の案文を貼っ	杏		下書	产查	下雪		雅型	下

8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	Ó	93	92	91	90	89	88	87	86	86	85	84	83	82
	[包紙]	乍恐以偕付奉願上候	差上申済口証文之事	覚	差上申済口証文之事	乍恐以背付奉申上候	乍恐以む付奉願上候	覚	党	覚	覚	乍恐以沓付御訴訟奉申上候	乍恐以沓付奉願上候	乍恐以む付奉願上候
年貢割付御諮沓		吟味下ヶ願 小和田村一件(文吉他による打擲)	竹次郎打擲致さる一件につき	分金一両二朱落手、発沢村他7ヶ村	澂屋敷相続に差障り出入	右衛門、病気につき委細申上牛沼村一件について召喚された重	して吟味を受けるにつき太郎兵衛庭先の捨物、不正の品と	御村方久右衛門飯料五両一分請取	米代手形収締見廻のため止宿、昼食・木銭	上納金落手	見回りの為来村、木銭米銭手形	私所持の切畑山諸木伐荒し出入	たく 貯稈詰戻しの義、御免成し下され	出頭は晦日まで猶予下されたく竹次郎打擲致さる一件、役所への
享保 7、 12、 11		亥 5、9		8 26	(文化)	文 化 8、 7、 27	(文 政 10	亥 7、 15	未 11 16	子 6、 20	申 6、 4	(文化)		
姓庄左衞門他11名 地百五日市村組頭勘兵衛他7名、惣百		摩郡五日市村百姓久右衛門他 4名小野田三郎右衛門御代官所武州多		吉三郎事川崎九郎兵衛	名、扱人1名 组訴訟人百姓佐次右衛門他相手4 組訴訟人百姓佐次右衛門他相手4	都五日市村百姓重右衛門組合孫兵 郡五日市村百姓重右衛門組合孫兵 伊奈助右衛門内御代官所武州多摩		馬喰叮三丁目長嶋屋清之助	伊奈助右衛門様手代福田卷左衛門	中山大助内斎藤八郎	伊奈助右衛門手代福田磐左衛門	手5名 原形工作 医二角性 医二角性 医二角性 医二角性 医二角性 医二角性 医二角性 医二角性	村々名主、年寄、百姓代	
		御奉行所		勘平、四郎右衛門	小野田三郎右衛門様御役所	寺社御奉行所		五日市村勘平	多麽郡五日市村名主中	五日市村名主勘平	五日市村名主中			
状	包紙	状	状		状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前 欠			下眥				下		7・86・1の下に貼継				雄 形	下 ①

2	8-11 卯御年貢金皆済目録	8-10 巳御年貢金皆済目録	8-9 乍恐以背付奉申上候	8-8 辰皆済目録	8 - 7 子皆済目録	8 - 6 辰皆済目録	8-5 亥御年貢請取米永之事	8-4 戌年御年貢	8-3 酉御年貢皆済目録	8,2 子御年貢皆済目録	
寅御年貢金皆済目録	皆済目録	皆済目録					取米永之事	戌年御年貢可納割付之事	済目録	済目録	
			き関東筋御取締組合定められるにつ								
天保2、正	天保2、 11	文 _政 13、正	文 取 3、 4	文化 6、7	文化 ₂ 、3	宽政9、3	寛政 5、12	明和3、11、5	宽保 3	享 (18 (7	
中山大助内小山田仲右衛門他1名	中山大助内小山田仲右衛門他1名	中山大助内小山田仲右衛門他1名	名 村外34ヶ村惣代右村名主勘平他 4 中山大助知行所武州多摩郡五日市	伊(奈)助右衛門	伊(奈) 友之助	伊(奈)友之助	菅安十郎他 4名	備前	大屋杢之助		
右村(五日市村)名主、組頭、惣百	姓姓 在村(五日市村)名主、組頭、惣百	姓姓 (五日市村)名主、組頭、惣百	御勘定奉行曽我豊後守他 4 名	右(五日市村)名主、年寄、惣百姓	右(五日市村)名主、年寄、惣百姓	右(五日市村)名主、年寄、惣百姓	五日市村	(五日市村)名主、百姓	右村(深沢村)	姓姓 (五日市村)名主、組頭、惣百	
状 1				状 1		状1	状 1	状 ——— 1	状 1	北 1	